

2 6 陳 情 第 1 9 号	集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書に関する陳情
付 託 委 員 会	総務区民委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 6 年 9 月 8 日受理、平成 2 6 年 9 月 1 7 日付託
陳 情 者	新宿区四谷————— ————— ————— 代表 ————— 外 4 9 名
(要 旨) 新宿区において、地方自治法第 9 9 条に基づき、集团的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書を国（内閣および関係行政庁）に提出してください。 (理 由) 2 0 1 4 年 7 月 1 日、安倍内閣は、憲法第 9 条のもとでも集团的自衛権行使が容認されると憲法解釈を変更する旨の閣議決定をしました。 集团的自衛権の行使は、日本が武力攻撃を受けていなくとも武力行使をするというものであり、国際紛争の解決のための戦争を放棄し、国の交戦権を否定した憲法第 9 条のもとでは認められるものではありません。歴代政府のもとでも、我が国が行使できる自衛権は、自国への急迫不正の侵害があった場合に必要最小限の実力を行使する個別的自衛権に限定され、集团的自衛権の行使は憲法第 9 条のもとでは許されないという解釈が積み重ねられてきたものです。それにもかかわらず、国会の審議もなしに内閣の独断で解釈を変更するということは、立憲主義を否定するものであり、閣議決定はそれ自体憲法違反です。 安倍内閣は、集团的自衛権等の「限定容認」であるとの主張を繰り返していますが、「わが国の存立が脅かされ、国民の生命・自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」があるか、「ほかに適当な手段がない」かどうかの判断は、時の政権にまかされており、限定のための「要件」として意味をなしておりません。これでは際限のない戦争参加に大きく道を開く結果となります。 各種世論調査にもあるとおり、今回の閣議決定は、主権者たる国民の納得を得られてもいません。 新宿区は、昭和 6 1 年 3 月 1 5 日に、恒久平和を願い、平和都市宣言を行いました。新宿区には、国際平和のために率先して取り組むことが期待されています。集团的自衛権の行使容認は、進んで戦争の道を開くものであり、新宿区の平和都市としての在り方に反するものです。 よって、新宿区議会におかれましては、地方自治法第 9 9 条に基づき、集团的自衛権行使を容認した閣議決定に強く抗議し、これを撤回し、今後関係法令の改正等を行わないよう、その旨の意見書を国に提出されたく、陳情致します。	

